

総合科学技術会議
第 8 1 回生命倫理専門調査会議事概要（案）

日 時：平成 2 6 年 4 月 2 4 日（木） 1 6：0 0～1 8：0 1

場 所：中央合同庁舎第 4 号館 第 2 特別会議室

出席者：（総合科学技術会議議員）

原山優子

（専門委員）

青野由利、阿久津英憲、位田隆一、加藤和人、辰井聡子、
田辺 功、玉井眞理子、樋口範雄、町野 朔、森崎隆幸、
吉村泰典

（招聘者）

文部科学省研究振興局ライフサイエンス課生命倫理・安全対策室
安全対策官 伊藤嘉規

厚生労働省医政局研究開発振興課再生医療研究推進室室長
堀 裕行

事務局： 森本浩一審議官、山岸秀之審議官、北窓隆子参事官、
尾崎福栄参事官

議 事： 1. 開 会

2. 議 題

- （1）ヒト E S 細胞等を使用する基礎的研究と臨床利用について
- （2）ヒト E S 細胞等から作成される生殖細胞によるヒト胚作成の
検討に係る議論の進め方について
- （3）その他

3. 閉 会

（配布資料）

資料 1 第 8 0 回生命倫理専門調査会議事概要（案）

資料 2 - 1 ヒト E S 細胞の基礎的研究利用と臨床利用を円滑に進めるため
のヒト E S 細胞樹立の倫理関連事項の考え方について（案）

資料 2 - 2 （事項 3）の「（2）考え方の方向性」の記載項目の一覧

資料 3 - 1 ヒト E S 細胞等から作成される生殖細胞によるヒト胚作成の検

- 討について（議論の進め方）（案）
- 資料 3 - 2 研究者等からのヒアリング結果（概要）及び生命倫理専門調査会における主な議論
- 資料 4 樋口先生提出資料
- 参考資料 1 【前回】ヒトES細胞及びそれを分化させた細胞を使用する基礎的研究と臨床利用を円滑に進めるための整理事項の考え方について（検討用）
（第80回生命倫理専門調査会資料2-1、平成26年3月12日）
- 参考資料 2 【前回】（事項3）の「（2）当該事項の考え方の方向性（案）」の記載項目の一覧
（第80回生命倫理専門調査会資料2-2、平成26年3月12日）

議事概要：

（原山会長）時間になりましたので、ただいまから第81回生命倫理専門調査会を開催させていただきます。

初めに、まず事務局から委員の出席状況と資料についての説明をお願いいたします。

（尾崎参事官）本日は高木委員から急遽ご欠席される旨のご連絡をいただいております。

青野委員と田辺委員についてはご出席予定でございますが、遅れているようです。

本日は総合科学技術会議議員と専門委員の合計19名のうち、現時点で11名の出席となっておりますので、過半数を超えており会議が成立することをご報告いたします。

また、本日は議題1の関係で文部科学省と厚生労働省から担当の方のご出席をお願いしております。

続きまして、配布資料の確認をしたいと思います。お手元の資料でまず議事次第がございまして、その議事次第の裏側に配布資料一覧がございまして、それを見ていただきたいと思います。一番最初は総合科学技術会議生命倫理専門調査会の名簿でございまして、何人かの先生から所属等の変更のご連絡をいただいておりますので、その内容を反映させたものでございまして。

続きましては、座席表でございまして。

その後、資料番号だけを申し上げますと、資料1、資料2-1、資料2-2、資料3-1、資料3-2、資料4、あと参考資料といたしまして、参考資料1と参考資料2でございまして。

また、委員の先生方の机上には机上配布といたしまして参考資料一式というドッチファイル、あとは緑色の本ですが、海外調査報告書になります。資料に過不足のある場合は、事務局にお申しつけください。よろしいでしょうか。

先生方の机上にありますドッチファイルと緑の本につきましては、会議で今後とも使用していくものでございまして、お持ち帰りにならないようお願いいたします。

事務局から以上でございまして。

（原山会長）ありがとうございました。

では、早速中身ですが、まずは第80回の専門調査会の議事録についてですが、既にご確認済みだと思いますので、よろしければこれで採択させていただきます。ありがとうございました。

では、中身に入らせていただきます。議題1のほうのヒトES細胞等を使用する基礎的研究と臨床利用についてということで、これまでの議論を総括する

形で、できればファイナルのところ近づけたいと思っております。

ですので資料を見ながらですが、順を追って詰めの作業をさせていただきたいと思えます。

まず、事務局のほうから1ページの初めについての説明をお願いいたします。
(尾崎参事官)

議題1につきましては、資料2-1と資料2-2をご用意いただければと思います。あと、参考資料1と参考資料2につきましては、ご用意いただきますようお願いいたします。参考資料は、前回の会議資料そのものでございます。

それでは、資料2-1の初めの部分について説明いたします。

ヒトES細胞の基礎的研究利用と臨床利用を円滑に進めるためということで、いろいろな項目について検討してきたところでございます。前回の議論におきましては、共通的なお話としまして、各委員の先生からなるべく省略せずにわかりやすく記載するようにと、あと前の検討用資料では「〇〇と考えられる。」というまどろっこしい記載になっていたのが基本的に外したらどうか、箇条書きにしたらどうかとか、用語を強調するために鍵括弧を使っていた部分については外すということに対応しています。

また、本日の資料2-1の構成につきましては、前回は承された内容でございます。

それでは「はじめに」につきまして、変更点を中心に説明をいたします。

「はじめに」の前に、表題につきましては「ヒトES細胞樹立の倫理関連事項の考え方」というふうに変更させていただいております。前回の資料等では「円滑に進めるための整理事項の考え方」ということでした。今回3つのことについて主に議論してきたわけですが、この内容については、はっきり樹立の関係だということがわかるように変えさせていただいたものでございます。

「はじめに」にいきまして、検討の経緯みたいなことが初めに書いてございまして、変更点といたしましては(2)に、厚生労働省のヒト幹指針についてのご指摘のあった経緯を厚生労働省の公表されています既存資料を基に記載し直しております。

具体的には2段落目になりますが、平成22年11月に全部改正を行いまして、その中でヒトES細胞を含むヒト幹細胞の樹立と分配に関する規定は、今後の検討に委ねられたというところで、“平成22年11月の全部改正”というところを明記させていただいたものでございます。

あと、ページをめくっていただきまして、少しいろいろな言葉について前後させたりしてございますが、基本的にはこれまでの検討資料の内容をそのまま反映させていただいたというものでございます。

以上でございます。

(原山会長) ありがとうございます。

まず、「はじめに」の部分に関しまして、これまでのご意見を反映したという形で、整合性をとった文脈にしております。何かコメント、ご質問がございましたらお願いいたしますが。

よろしいでしょうか。事前にお送りしていますので、特段何かございませんでしたら、「はじめに」はここでお認めいただいたということで、次に進ませていただきます。

次の「各事項の検討の結果」というところで、続いてお願いいたします。事務局から。

(尾崎参事官) 続きまして、3ページ目からの「各事項の検討の結果」というところがございます。

最初は事項1というところがございます、3ページ目から始まっております。最初の内容につきましては、関係規定の現状ということでそのままこれまでの現状を書かせていただきまして、次の4ページ目に行きまして、考え方の方向性を記載しているものでございます。

ここにつきましては、例えば「(2) 考え方の方向性」で最初の「○」の「基礎的研究利用から臨床利用への範囲の拡大について」というところで①がございまして、以前の「2010年より米国で始まっている」というところについて、ジェロン社とアドバンスド・セル・テクノロジー社による臨床試験の話は脚注とさせていただいたものでございます。

続きまして、5ページ目にいきまして、⑥でヒトES細胞の今回の検討で臨床利用というのは、臨床研究や治験での利用や医療での利用が想定されるという部分でございますが、この際の最初の同意、新たに樹立するための最初の同意をどのようにとるかということについて、⑥の一番最後の段落、「なお」以下で「ヒト受精胚の提供を受けて新たなヒトES細胞の樹立に用いることに係るインフォームド・コンセントについては、提供者の意思を尊重するというインフォームド・コンセントの趣旨を損なうことなくかつ、基礎的研究利用から臨床利用までを見据えた弾力的なインフォームド・コンセントの取得となるよう工夫することが必要である」というようにさせていただいております。

前回の時点では、いわゆる提供者の意思を尊重するというところ辺の部分について、「社会の理解を得られる程度であって、弾力的な」という記載でしたが、社会の理解を得られる程度というのは一体どんなことなのか全くわからないというご指摘等や、またそのときのご意見を踏まえて、この記載のようにしたものでございます。

あと、5ページ目の脚注といたしまして、人クローン胚については特定胚指針の関係事項でございますので、それをつけさせていただいたというところで

ございます。

以上でございます。

(原山会長) ここまでのところいかがでしょうか、ご指摘いただいた点を修正した箇所が今のところなんです、よりわかりやすいようにということで、なるべくざくっとしたところは避ける形で修正しております。

(位田専門委員) 1点だけ。今ご紹介のあった5ページの⑥の段落の一番下なんです、**「弾力的なインフォームド・コンセント」**という、**「弾力的な」**ということの意味が必ずしもはっきりしないので、これはどういう意味で理解をするのでしょうか。

(尾崎参事官) この文章につきましては、前回のところも入っていたわけなんです、いわゆるインフォームド・コンセントの内容について、いろいろな研究目的を最初のインフォームド・コンセントをとるときに余り細かく書き過ぎるとなかなか書き切れないとか、その辺のところがあるというところで考えてまして、その辺をある程度わかるような形、提供者の方にわかるような形でということで、また、他省の他の指針の改正でそういう言葉が使われておりましたので、それを依然残したものです。

(位田専門委員) 前のと比べると、**「社会の理解を得られる程度であって」**というのはなくなったのは、これはよかったと思うんですけども、**「弾力的な」**と、どちらの立場をとっているのかというのがちょっとよくわからない。

つまり研究側もしくは医療側にとって弾力的という趣旨なんじゃないかなと思うんですけども、同意を与える側にとってはやはりここからここまで同意をしているんだ、例えば基礎研究だけ、基礎から臨床まで全部、その辺をはっきりさせる必要がある。つまり同意の範囲がはっきりしていないと、自分はここは同意したとは思っていないのに弾力的に解釈されるというのは少しおかしいので、**「弾力的」**という言葉は、今のご説明の趣旨であれば、もうちょっとははっきり書かないと同意の範囲がわからないことに——わからないというよりは、恣意的に理解、利用されてしまうおそれがあると思います。

(町野専門委員) それでは、**「弾力的」**という言葉を取ってしまったほうがいいんでしょうね。

(原山会長) ここの前のところが基礎的研究利用から臨床利用までを見据えたというふうに範囲としては書いてあるので、それは明確なので今おっしゃったように**「弾力的」**の必然性がなければとるという方向でいかがでしょうか。曖昧性を残さないという点。事務局のほう、いいですか。

(尾崎参事官) はい、削除させていただきます。

(原山会長) このパートでほかに何かございますでしょうか。

(辰井専門委員) 非常に細かいことですが、⑦番の2行目のところで

「ES細胞の樹立の技術が十分に確立されていないとも考えられる」というのがありまして、ただこれまだ基礎的研究利用の目的に限定するという規律のあり方を維持する根拠づけとなっている部分なので、「も」は入らないほうがよろしいのではないかと思います。「と考えられるから」ということでないと少し納得しにくい。

(尾崎参事官) この部分につきましては、人クローンESが樹立されたかどうかということでございまして、今年の5月とか6月にその樹立があったと学会誌に発表がされた。その後、内容の修正が一度あったとかその辺の情報もあり、そこら辺をどう考えるのかというところでした。これについては、別件の検討において、先生方からはこれについては、せつかくそういうのができたと発表されたけれども、修正とかがあったりしたので、味噌が付いたという意見があったりしことを踏まえ、「とも」と記載してきているところがございます。

そういう意味合いの記載なので難しいところではあるかとは思うのです。論文はもちろん今も学術誌に掲載されていて修正も認められているという状況ではあります。一方で、「も」は要らないのかもしれないとも考えられます。

(辰井専門委員) 大変気持ちはよくわかる場所ですが、「十分に」とも入っていますし、「考えられる」とも入っていますし、かなり既に弱めた言い回しになっていますので、さらに「も」まで入るとああもこうもとなってしまいます。

(位田専門委員) すみません、同じところなんですけれども、今のお話はアメリカの話ですよ。日本で人クローン胚そのものがまだ樹立されていないと思うんですけれども。これだと人クローン胚はできているけれども、そこからまだES細胞はできていないというふうにも読めるので、我が国では人クローン胚もまだ樹立されていない、ということはやはり科学的な事実として書いておいたほうがいいんじゃないでしょうか。

(原山会長) 日本の国内のことについても状況をここで書いておくという趣旨ですか。いかがでしょうか。

(位田専門委員) 日本の国内のことがやはりここでの議論の基礎になると思いますので。

(町野専門委員) この文章がやはりちょっとおかしいので、「当該」と書いてあるから人クローン胚が来るかと思ったらES細胞になって、違うものを「当該」と言っているので、当該人クローン胚そのものをつくることも確定していない。ましてやそこからES細胞を樹立することもない、そういう順番の途中が抜けているという感じがしますけれども。

(阿久津専門委員) ⑦番のところなんですけれども、人クローン胚のES樹立は昨年度1件ありましたけれども、先週、別なグループが成功したようです。

韓国のグループですけれども、これも専門誌に報告されていますので、技術が確立されていないというのは、もしかしたらこの近い間にまた古い話になってしまう可能性も十分想定はされます。

(原山会長) となると、書き方がますます難しくなっていて、どうでしょう。

(辰井専門委員) ただ、そうなりますともはや書き方の問題ではないという感じになってきませんか。

(原山会長) まさにです。ここはなぜにこのペーパーのところなので、書き方は現状を淡々に言う分と、必然性という視点からこういうことが行われつつあるというふうな形で書き込むのはいかがでしょうか。言い切らないところで。

今まさに真っ最中なわけですね。であるがゆえに議論する必要があるという。よろしければ、その線で修正させていただきます。

このパート、ほかに何かございますか。なければ次に進ませていただきます。

事務局のほうでお願いします。

(尾崎参事官) 先生、6 ページですが、事項 2 については一応余り議論がこれまでもなかったもので、そのまま記載させていただいたものです。

(原山会長) これも何回もこの場で議論させていただいて、このパートというのは既に皆さんご承認済みということなので、その線で消化させていただいて、次に進ませていただきます。

では、次お願いします。

(尾崎参事官) 続いて、事項 3 でございます。

事項 3 につきましては、まず資料 2-2 を見ていただきたいかと思えます。資料 2-2 が今回の事項の目次になりまして、参考資料 2 が前回の目次になります。前回の議論を踏まえまして、資料 2-2 のように内容を書きかえております。

資料の 2-2 を見ていただきますと、内容といたしましては、最初に提供者の個人情報の取扱いについて基本的な考え方をまず書いたものです。そこに書くことは、ヒト受精卵の研究への提供は、研究自体のためにつくられているものではないということ、その背景の重要性とかその辺のことを書いて、③にございますが、臨床利用までを見据えた場合、個人情報の取り扱い方法として現時点では 2 つあるというところで整理するというところだったかと思えます。

それを受けて、続いて 2 つの「○」がございまして、最初が連結可能匿名化の場合ということで、連結可能匿名化についてはトレーサビリティの確保として必要であろうとしています。そのとき留意することとしてはどういうことがあるかということ、⑤に箇条書きとしています。

続きまして、同じように連結不可能匿名化により扱うことが適当と考えられ

る場合があると続けています。それはどういう理由によるかなどは⑥に書いて、この場合の留意事項として⑦に整理しているものでございます。

この2つにつきまして、箇条書きとしている⑤、⑦でインフォームド・コンセントを受ける際に関係の個人の情報が今後提供医療機関から出ていくなれば、きちんとその辺のところをよく説明してくださいとしています。この内容は、前回は一つの別の項目として後ろのほうに起こしていたのですが、その記載の流れがわかりにくいという指摘があり今回はこのような順番としているところでございます。

続いての「○」を見ていただきますと、「生命に重大な影響を与える偶発的な所見が発見された場合の提供者への提供について」でございます。

この偶発的な所見ということで、インシデンタルファインディングスの項目ですが、前々回、前回の議論においてはこのインシデンタルファインディングスについては、連結不可能と連結可能の差として、各々どのように考えるかを資料まとめていたのですが、偶発的な所見の扱いについては、より十分な検討が必要な事項であるということと、提供を行おうとする場合はその取り扱いの方針を少なくとも示しておくこと位の記載は可能との議論だったかと思えます。そこを淡々とその内容を書いたというものでございます。

⑧はそういうことです。あと一番最後の「基礎的研究利用における個人情報の取り扱いについて」も箇条書き形式にしました。前回の内容としては、「基礎的研究の利用に限定される樹立の場合」ということだったのですが、基本的に基礎的研究限定の樹立の場合としてそれを書いたとしても、臨床利用までを見据えたところの基礎的研究でも同じようなことが考えられ、共通することありますので、基礎的研究利用に限定ということは外させていただいて書いてあるものでございます。

それで、資料2-1の具体的なまとめの文章に戻らせてもらいまして、事項3としては7ページ目から始まっておりまして、いろいろな関係指針とか関係法が施行されたときに現状で想定される内容などについて7ページ、8ページに書かせていただいています。

8ページから9ページの上にかけて、『ヒト胚性幹細胞等の樹立と分配に関する検討 中間報告』の関係部分を以前から枠囲いで引用しておりましたが、それを文章として書くために9ページの上のように、トレーサビリティとは、“細胞の採取から患者に移植されるまでのヒト幹細胞の追跡可能性”とされているということと、トレーサビリティ及び連結可能匿名化については、以下の抜粋部分に関連記載があるとさせていただいているものでございます。

9ページにいきまして「考え方の方向性」で、先ほど申しましたように最初は基本的な考え方ということで、①で臨床利用を考えたときのトレーサビリテ

ィーの基本的な重要性について書かせていただきました。

続く②が、前回、先生方から特に強調された部分でありますヒト受精胚自体の扱いということで、不妊治療のために作成されたもので、ヒトES細胞の樹立のために作成されるものではないというところを明記しております。あと、作成には肉体的・精神的負担がかかる。また、妊娠に成功等し、移植されず、かつ移植予定のなくなったヒト受精胚が生じた場合に、関係者の善意に基づいて提供が行われるものであることを記載しています。この辺の内容は平成16年の基本的考え方の記載をほぼ引用し書かせていただいています。このような事情から提供者の心情等には十分に配慮しなければいけない、プライバシーの保護を適切に行わなければいけないというのを続けて書かせていただいています。

③にいきまして、臨床利用の被験者等の将来的な保護のためのトレーサビリティの確保としての提供者の個人情報の取り扱いと、9ページから10ページの上にいきまして、ヒト受精胚を善意で提供する提供者のプライバシーの保護としての提供者の個人情報の保護との調整の検討には多くの時間を割いたということ「熟慮が必要な重大な課題と認識される」という言葉に置きかえています。

「また」以降につきましては、最後に基礎的研究利用の場合の変更の話につながるように、その関係の話として、状況はこうなっていると記載しています。

最終的に「そこで」として、先ほども述べた、取り扱いの2つのパターンがありうる、提供者の個人の情報については当該情報の保護を適切に措置した上で、連結不可能匿名化と連結可能匿名のいずれの方法もとれる場合があると整理をすると書かせていただいているものでございます。

その後、連携可能匿名化の場合の話を書きました。前回の資料では、トレーサビリティの確保により、提供者への「接触」とか、「接触」する場合の気遣いのお話を書いていたのですが、普通、トレーサビリティの確保に「接触」は含まれないとのご指摘もあり、この部分を余り細かく書くことにより、それでなければいけないとなると難しいところも出てくるかもしれない、決めつけられないということでそれらは削らせていただいたものでございます。

次の「○」にいきまして、⑥は連結不可能匿名化の場合で、連結不可能匿名化により取り扱うことも適当と考えることができると記載しています。

理由は長くなるので、次の「・」に別に書いています。ご議論のあった内容を書かせていただいたものでございます。

11ページにいき⑧で、偶発的な所見が発見された場合の話というところを見てください。前回、このルートの確保が本当に絶対なのかどうかという議論もあった末に、この程度の記載としましようという提案を踏まえ書かせていた

だいたいでございます。

あと最後、基礎的研究利用の話を書きまして、「おわりに」というところで、この考え方の方向性を踏まえて、関係省において倫理の確保のための整備を含めた具体的な検討が行われることを期待するということでもとめにしております。

以上でございます。

(原山会長) ありがとうございます。ここが一番のコアな部分でして、ストラクチャーの再構築という、資料2-2で全体の組み込み方が書かれていて、具体的に文章に落とし込まれたところが今の説明です。

ですので、この点に関しまして2つ並行して書くのですけれども、そのイントロのところというのを肉づけするということで、これまで議論があったことそのものも書き込むという形で修正させていただいております。

ですので、初めのまず①番から③番のところですか、9ページの基本的な考え方について皆様方のお考えになったことが的確に反映されているかとりあえず確認させていただければと思います。いかがでしょうか。

そもそものところの、なぜにこういうことが可能になったかという説明があった上でということです。

よろしければ、それにのっとった形で2つのオプションがあってというところで、まず一番最初、連結可能匿名化ということで2つの項目、④と⑤がございます。ここもこれまでのご意見を踏まえた形で書き込んでおりますが。

(阿久津専門委員) 変更ではないんですけれども、ちょっと意見というか、情報として一つあります。

先月、3月に私、イギリスのUK Stem Cell Bankというところを訪問しました。ヒトES細胞、iPS細胞の臨床応用を目指したバンキングを整備しているところです。もちろん倫理的なことも相当やっているんですけれども、Glyn Stacyセンター長と話し合いました。そこでイギリスでは重要なインシデンタルファインディングスが何かあったとしても、絶対に胚のドナーの人には細胞から得られた情報を何も戻さないということを決めているとのことでした。何があっても戻さないを決めているということでした。

今回つい最近、「*Cell Stem Cell*」という幹細胞では一番著名な雑誌の一つなのですが、そこに今月、イギリスやカナダのいろいろな方々が20人ほどの共著でIdentifiability and Privacy in Pluripotent Stem Cell Researchというタイトル名で、ちょうどここで議論されているようなことを論文として報告しています。

(原山会長) 逆に、多分先生お読みになっていると思うので、戻さないという大きな理由というのはどういうものなのでしょう。

(阿久津専門委員) 戻すこと自体、現状のゲノム解析のある情報によって例えばこの病気になりますよということを断定すること自体不可能なんですよね。そこをあえて伝えるということの責任というか、それを受け取った側の非常に混乱は大きく、ほかにもさまざまなことがあって、余りにも状況として非常に不確定要素が強く責任の所在も不明確ということで、イギリスではもう一切の情報は戻さないということにしているということです。

(青野専門委員) 今のお話を聞いて、さらにこれまでの議論を踏まえて思うんですけれども、そうすると何となくこの書き方、この段階でもやはりトレーサビリティの重要性のほうに重点が置かれているような書き方にやはり読めると私は思うんです。

例えばの話、10ページの連結可能匿名化とすることについての④のところ、**「トレーサビリティが確保されることから適当である」**というふうになっているんですけれども、もし連結可能匿名化と不可能匿名化の並列にするのであれば、例えばの話ですけれども、ここの書き方はやはりもうちょっと中立的な書き方にしたほうがいいのではないかなと思うんです。例えば、トレーサビリティの確保という観点から見れば適当であるとか。

さらに言えば、今のUK Stem Cell Bankの話を知ると、本当にトレーサビリティの話をごここまで強調していいのかという新たな疑問も湧くんですけれども。

(阿久津専門委員) ちなみに、連結不可能にはしていないんですね。それは番号制等々で可能にはしているんですけれども、情報を戻すということにまだかなり議論のところがあるようです。

(原山会長) 逆に言えば、連結可能にしておく意義というのはどういうふうに整理されているんですか。トレーサビリティと別の次元であれば。

(阿久津専門委員) ちょっとその辺、確かな情報としては議論はしていなかったもので、ここで意見として言うことはなかなか難しいですけれども。

(原山会長) では、それに関連して。

(森崎専門委員) 今のお話ですけれども、UKのバンクでの議論は、今連結不可能にはしていないということも考えると、私自身は逆の考え方もまだとってもよいのではないかなという立場でいます。

一つは、前回、あるいはその前にも議論になっていますけれども、インシデンタルファインディングスというのをどう定義づけるかということにもかかってくると思うのですが、確かに情報があって、それがきちんと返せるような場合は余りないという考え方をとることもできますが、一方で特に今回の事例の場合にはカップルは高齢では通常あまりないことが多いと思います。少なくとも超高齢、老齢ではないと思いますので、そういった場合に情報が今得られな

いけれども、確定できるものは少ないといっても幾つかのものはやはりあることも事実ですし、こういう幹細胞、あるいはES細胞というものでない状況、例えば遺伝的な解析結果の開示というところではやはり返すべきだという事例についてはガイドラインも少しずつ整備されつつあるような状況で、そういう情報がふえてくる中で返さなくてもいい、連結不可能でもいいというふうにすることでトレーサビリティが本当に担保されるんだろうかという考え方はやはり持っておいてもいいのではないかと思います。

そういった意味で、現時点でトレーサビリティを考慮して連結可能匿名化を基本とすることが臨床応用を見据えた場合には考え方として基本であって、ただしそうではない場合にはどういうことができるのかということ、あるいはどこまでの情報を収集しておく、あるいはその場合には当然ながらインシデンタルファインディングスというものが見つかったとしても、今回はそのこと自体は大きなことだとして別立てになってはおりますけれども、連結不可能にすれば当然戻すことは不可能になるわけですし、将来そういうことも利用できないことになるわけなので、そのことは少し分けて書くということは大切なことというふうに思います。

(町野専門委員) 私はこの文章でいいと実は思っているんですけども、基本的な理解ではかなり混乱があるように私は思いました、個人情報の問題と、それはトレーサビリティの問題ですね。ただ、トレーサビリティを得させるということは、本人を同定できる、アイデンティファイできるということですから、個人情報の範囲内に入ってくるという問題。

それともう一つは、個人情報の保護というのはこれによって損なわれるものではないんです。個人情報は存在するけれども、それを保護するということが可能なんですから、この2つを1つのように考えていらっしゃるのは、ちょっと問題だと。

もう一つの問題というのは、今のトレーサビリティの確保の問題と、本人への直接の接触の問題とは、前に申し上げたように別な話なので、したがってトレーサビリティの保護というのがもし本人、例えば提供者のカップルがどういう生物学的な属性を持っているかとか、そういうことを知るために必要だとするならば、トレーサビリティの確保というのはやはり必要なんじゃないだろうか。

しかし、だからといって本人から再同意をとるとか、あるいは本人に情報を戻す、インシデンタルファインディングスの結果を戻すことはしないということはまた別の問題だろうというふうに思います。だから3つの問題を区別して書いていただければいいんだろうと思いますけれども、結論として私はこれでいいというあれです。

全部書き直せというのはえらい大変な話ですし、私の学説を押しつけるというつもりは全然ございませんので。

(原山会長) 今のに関連してご意見をとらせただいて、別であれば樋口先生のほうにいきますが。

(辰井専門委員) それより前の議論にむしろ関係しています。

(樋口専門委員) 私のも一体どこに位置するのかわかりませんが、ちょっときょうの議論を含めて少し考えたことを3つぐらいですけれども、トレーサビリティ、つまり個人のところへ戻せるかどうかという話は何のためなのかという話で、私の単純な頭ではこういうようなことなんですね。

インシデンタルファインディングスとも関係すると思いますけれども、場合によっては何らかのことがあった場合に本人にも戻せて何らかの措置ができるという、今はそういう段階にないかもしれないけれども、つまり本人の利益のため、提供者の利益のためになる可能性があるときに連結不可能匿名化したのでは全くもうあなたには何の利益もありませんよという話になってしまう。

それから、公衆衛生みたいな話も書いてありますよね。やっぱりこれが他家移植みたいな話になっていくと、ほかの人にも影響があるんだという話で、ほかの人の保護のためにも一体どこから来たのかということを知っておく必要があるというのが2つ目で、しかし本当の理由はこの段階ではサイエンスなんではないかと思っているんです。

やはり何らかの形で本当に再現するかどうかは別の問題なんですけれども、何らかの大きな問題が生じたときに、これは本当にこういう話だったのかということをもとに戻れるような仕組みだけは用意しておくというのが大事なのかなと私は単純に思っているので、一番初めに連結可能匿名化のほうを原則とするというのがこの段階ではもうよろしいんじゃないかなと前から思っているんです。

しかし、そうでない意見もあったので、こういうふうに2つ並列するという話は、それはそれで仕方がないかと思っています。

2つ目は、町野さんが言ったことと同じだと思うんですが、10ページ目の一番上に、善意で提供する提供者のプライバシー等の保護というのがキーワードなんですね。

まず、プライバシーと個人情報とは本当は違います。でも、もう一緒になってしまってここでも議論されているんですけども、プライバシーの保護が、個人情報の保護でもいいんですけれども、何であれそれが重要なことはもう間違いないけれども、重要なときに手段はいろいろあって、一番極端なのが連結不可能匿名化。でも、連結可能匿名化にしても保護しないとはいっていないわけです。それはもちろんきちんとやるというのが前提になってここで議論してい

るので、だからそういう話であればどうやって連結可能匿名化をした上できちっとプライバシーの保護を図るかというほうが議論の仕方としては、さっき言ったような私の大前提が当たっていればですけども、可能にする事の、つまり利益のほうが少しはあるんだということであれば。

3つ目は、こうやって並列にした場合は、今のところの議論はこういうことですよということで議論としてはこれでもいいんですけども、だからすぐには影響を与えないのかもしれないかもしれませんが、並列にしているとどっちにするか誰が決めるのかという話があって、それがこれを読んでもよくわからないし、研究者が勝手に今回は、では連結不可能匿名化にしましょうという話にしているのかどうかという、これはむしろ質問です。

それぞれに言い分はありますよと言っているんですけども、必ずしも言い分が本当はよくわからないんです、結局ここだけ見ても。だから、やはり現場は研究者たちも困るんじゃないかなと思うんですね。阿久津先生を含めた研究者のほうの、もう少し現場の声というのが出てくると、今のところはこっちだよとか、こっちだよみたいな話がもう少し実質化するのかなというふうな感じ。

最後にですけども、阿久津先生にこれは聞いてみたいと思っているんですけども、最後、連結不可能匿名化、インシデンタルファインディングスを伝えないところまでいくかどうかは別の問題かもしれないんですけども、よくある議論で、完全に切れますよと言った方が提供者が増加する。つまり研究自体を進めるためにはここまでやったほうが提供者の心情としては安心できるのかな、それはちょっと提供者の心情に必ずしも私になり切れないからわからないんですけども、そういうようなことをプラクティカルには考えておられるのだろうか、そういう話ではなくてやはり連結不可能匿名化となるものが何か原理的な理由として当然そうであるべきだということなのだろうかということ私をわかるような形で伺えるとありがたい。

もう既に説明があったのかもしれませんが、幾らたってもわからないという。(阿久津専門委員) まず最後の点ですけども、連結不可能と可能と比べて、不可能だから提供していただく方がより提供して下さるというふうには、別に僕は考えていません。

可能であるならば、どう保護するかというところがきちんと私自身も説明できなければ、それはもうESの樹立のために胚を提供して頂きたいということは絶対言えないですね。ですので、不可能だから多く得られるということではないです。

要するに胚を得るために、では連結不可能にしてくださいと言っているわけでは絶対ないということです。その上で、可能にするのであれば可能にするで

いろいろ方策は当然ながらありますので、全く不可能にしなければいけないというわけではないんですけれども、では、可能にしたら提供者が減るかという、そういうことも私自身は考えていない。ただ、提供者の方をどう守るかというのを明確にしないと絶対いけないと思っています。

（原山会長）これまでの議論でも、やはり現場のことのベースにしなくてはということで阿久津先生から大分いろいろな情報をいただきましたし、議論もさせていただいたと。その中で、今おっしゃった件は今クリアにさせていただいたんですけども、やはり現場がどちらかでなくては困るというところまで判断に至るような議論ではなかったわけで、であるがゆえに今回はどちらかに決めるというのではなく、両方の可能性があるのだけれども、個別のケースに関してこれに注意しなくてはいけないということを明記すると。大前提というのが提供者のプライバシー、個人情報をプロテクトするのが前提であって、その上でというステップを踏んだ形に変えております。

（辰井専門委員）書き方です。前回と比べてとてもよく整理されていてわかりやすくなったと思うのですが、まだ少しどちらが良いかを検討していたときの枠組みというのが若干残っていて、そのせいで連結可能匿名化のほうが優先されているような印象を与えていると思います。

ですので、多分先ほどの樋口先生のご意見とも関係がありそうな気がいたしますが、最初の基本的な考え方についての一番最後の部分で、10ページの一番上ですが、連結不可能匿名化と連結可能匿名化のいずれの方法もとり得る場合があると書かれていて、この次から以下にこれこれトレーサビリティ確保の必要性や提供者の心情への配慮これこれなどを勘案してどちらの方法——どちらの方法をとるかという言い方はおかしいですかね。適切な方法がとられるべきであるというようなことをここに書き、そうするとその次のところは④と⑥が要らなくなって、この方法をとる場合にはこういうことに気をつけるべきである、この方法をとる場合にはこういうことに気をつけるべきであるというような書き方になりますと、非常に中立的な印象になるのではないかと思います。

（原山会長）一つは、トレーサビリティ、必然的に連結可能であればトレーサができて、不可能ではできないというのは当たり前、デフィニションなんですから、それに対してあえてここで言う必要がなくて、具体的なところで、可能な場合には何に注意して、不可能の場合にはという書き口にするというやり方もあります。

先ほどのトレーサビリティに余りにもフォーカスし過ぎているという、これまでいろいろな議論があったところで経緯として入っているんですが、トレーサビリティが一番コアな部分かというところと必ずしもそうではない。さっきの

イギリスの例もあって。そういうふうな議論になっておりますが、いかがでしょうか。

（青野専門委員）私はそれでいいと思います。

（原山会長）ありがとうございます。

加藤さん。

（加藤専門委員）臨床応用を見据えた場合についてはという話なので、これはだからやはり戻れないとだめなのではないですか。前回、ヨーロッパの話もしましたけれども。

だから連結不可能匿名化の場合にあたかもというか、ほぼ同じように情報を得ることができるという注釈が⑥にあるので、これまでなくすという意味ですか。

（原山会長）先ほどの、その部分というのを基本的な考え方のほうに囲んでしまっただけというご発言でしたよね。

（辰井専門委員）そのまま移行すると長いような気がいたしますが、④と⑥に書かれているようなことを考えた上で、これは誰が決めるかといえば、やはり研究者なり医師なりの方々が決めるということになると思いますが、いろいろ判断した上でどちらかに決めるべきであるということとはまとめて書いて、注意事項としてあとの2つを書くという記載がよいという意見です。

（加藤専門委員）質問。では、ちょっとその論理がどうなるか、最後、この3行に対してどういうふうにつながるかという。私はどちらも同じだと思うんですよ、上に入れても下にあっても。わざわざややこしくならないことを心配します。

（辰井専門委員）原文、今の文章の評価の問題だと思いますが、私はこれはすごくややこしいと思います。最初にどちらでもよいという評価を示しておいて、次のところで部分的な評価がぽんと出てくるわけですよ、それぞれに対して。この観点からはこれはいい、この観点からはこれはいいというような。非常に混乱を私はします。

（加藤専門委員）私はどちらかというところ、この④、⑤、⑥、⑦はこのままで、先ほどから議論を引き受けると、最初のところの考え方と最後のところに、それぞれのやり方の利点、欠点ではないと思いますが、特徴をそれぞれの研究プロジェクトといいますか、研究の現場に合うようにしっかりと検討して、どちらがよいかを選ぶ必要があるというようなことを入れるといいんじゃないかと思ったんですけれども。

（原山会長）趣旨は同じだと思うので、それを基本的な考え方に入れるやり方もありますし、2つのケースを出した上で後のところに結論的なところで書くというのがありますよね。

今の加藤さんののは……。

(加藤専門委員) 何度もすみません、私の言ったことは入っていないという気がするんですけども。辰井先生がおっしゃっているのは、④と⑥は上に入れたらいいということをおっしゃっている。

(辰井専門委員) ごめんなさい。実は先ほど発言したとき、④と⑥のことは余り考えていなかったといいますか、これはここになくてもいいなと思ったので、上に入れるべきことはそれぞれのよさを考えて決めなさいということで、そこはもう全く加藤先生と同じ意見です。

(町野専門委員) 私はこのままでいいと、簡単に言うと面倒だからいいと思っていたんですけども、かなり議論が混乱してきているようなので、すみません、辰井さんの意見ともちょっと違うので。

私は、これ聞いておいて無視していただいても結構というつもりはないですけども、④のところから始まって、そして⑥の下のほうのそこまで必要がないという見解もある。これは阿久津先生のご議論ですよ。そういう見解もあるから、この点についてはそこまでのトレーサビリティは必要でないという見解もあり得るだろう。

第2に、トレーサビリティの問題と、本人のプライバシー、本人の心情を考慮する問題とは別の問題なのであって、そこまで書くかどうかですけども、したがって受精胚提供者の心情に考慮して本人への接触ということは、トレーサビリティの確保の有無にかかわらず、つまり本人までトレーサビリティを確保しなくてもどこかでいけてしまうことがあるわけですね、途中までの情報で。あり得るはずなので、やはり接触しないということが必要なであろうと。

恐らくインシデンタルファインディングスの問題についてもこれを及ぼすべきかどうかということについては、議論があり得るだろうと思うんですね。というのが私のあれなんですけれども、トレーサビリティの保護の問題と、本人の心情の保護のためにどこまで配慮しなければいけないかという問題とは一応別だということなので、そうすると両案が両方入って整理はできているなと一人で思っていますけれども。どうもすみません。

(位田専門委員) 9ページに戻ると、(2)考え方の方向性のところで、○が「個人情報の取り扱いの基本的な考え方について」というのがここにあります。そこで連結可能匿名化だったらこういうメリット、デメリット、という言い方はおかしいんですけども、こういう特色がある、もしくはいいところがある、問題もあり得るということ、そして、連結不可能もこういうことが言える、ということを経済的な考え方の中で明らかにしておけば、あとははっきりします。もし連結可能匿名化にするんだったらこういうことに留意しておきなさい

いよ、というのが⑤ですよ。

だから私はどちらかというと辰井さんの意見に賛成なんですけれども、連結不可能匿名化にするんだったら⑦を留意しなさいよと書いたほうが、基本的考え方とこの場合、あの場合と、はっきり分かれていいのではないかと思うんですけれども。

(原山会長) では、基本的考え方のところの2つの可能性があるというところ、そこでとどまるのではなく、それぞれの特性といいますか、特徴といいますのを踏まえた形で実際に現場の方たちに判断してくださいというふうな形で一言入れて、2つの場合があって、留意事項というふうな形で、このままで残しても構わない、あるいは少しこれを圧縮するか、その辺いかがでしょうか。

(辰井専門委員) どの部分のお話ですか。

(原山会長) ④と⑥のところ、このまま残しても問題ないですけれども、基本的に初めの④の前のところ、①、②、③の後に1つパラをつけ加える。④の中に盛り込んでもいいんですけれども、という考え方でいかがでしょうか。

(位田専門委員) ④に書かれていることはもう前の基本的考え方のほうに出てきていると思うんですね。⑥は余りはっきりと出てきていないので、⑥の内容を簡単に上に挙げておけば、あとは連結可能匿名化の場合の留意事項、連結不可能匿名化の場合の留意事項ということになって、すっきりするように思うんですが。

(原山会長) 事務局のほうなのですけれども、今みたいな形で初めのほうでそれぞれの特性みたいな形でどちらかをそれを配慮した形で選ぶというふうな形にして、下のところはそこで既にいっている部分は重複しない形で整理してまとめていくということによろしいでしょうか。

(尾崎参事官) 基本的な考え方ところに、④と⑥の内容をベースにした内容を移動することとします。④の内容については、①や②のところと同趣旨の記載がなされているので、その点を踏まえた記載としつつ、2つの特徴を踏まえて考えてくださいという旨をつけ加えます。10ページの2つの「○」については、留意事項のみを整理することにします。

(原山会長) ありがとうございます。最後のほうまでお目通しいただいて、インシデンタルファインディングスが⑧にあって、基礎的研究利用における個人情報取り扱いということで終わりなのですが、11ページのところで何かございますでしょうか。

(加藤専門委員) 阿久津先生に確認したいんですけれども、イギリスの場合は余り返さないという方針になったということなんですけれども、日本の場合はどうでしょうか。

何が申し上げたいかという、日本でもやはりもし実際に返すとなったら相

当大変なのではないかということです。

その割には⑧は軽く書き過ぎなのではないか。もしかしたら本当に本当にいろいろ考えなさいよ、例えばこういうこともというのを少し入れておいたほうがいいのではないかと思うんですけども、いかがですか。

(阿久津専門委員) 現状は返せないです、連結不可能なので。

ただ、日本でもインシデンタルファインディングスを返すとなると、加藤委員のおっしゃったようにとても大変だと思います。大変という意味の中に、ESに限らずほかの今現状行っているものでも、患者さんに研究結果を返すかという、返していないというのが現状です。返せないというか。

(加藤専門委員) 多分ひとつ理解しておかないといけないけれども、私も「*Cell Stem Cell*」は読んではいない、でもあることは知っているんですけども、あれは多分iPS細胞もES細胞も一緒に議論をして、それで今阿久津先生によると、恐らく両方について返さないと言っているんだと思うんですね。

実際にはiPSのほうが直接その方の細胞なので返したほうがいいかもしれない状況が大きくなるはずなんです。にもかかわらず、イギリスは返さないと言っているわけですね。

私たちは今ここでESの話をしていて、ESは当人ではなく提供されているご両親というか、精子、卵子の提供者なので——ご両親って変な言い方ですね。すみません、訂正します。

いわゆるデノボのミュレーションとって、受精したときにそこで初めて出てくる変異もあるので、その提供者2人が持っているとは限らないということまであって、相当複雑だと思います。だから日本の中でやはりiPSのインシデンタルファインディングスの議論、それからESの議論、そしてゲノム解析直接のインシデンタルファインディングス議論、この3つを関連しつつも、共通する部分もありつつもそれぞれしっかり考えることが必要でそういう意味ではESについてしっかり考えると、本当に返すケースは少ないんじゃないかと思います。

少し長くなりましたが、そのように思います。

(原山会長) ここの⑧の書き方なのですけども、ある種のこういう可能性があって、その場合には注意すべきというふうに書いてある、ヒトESに限った形で書いてあるんですが、これに関してはこれに限らないということで、一つちょっとプラスアルファの情報として、もっと幅広く議論すべきだということを入れるのは可能ですし、あるいはここでの十分な検討というふうに書かれていますけれども、さらに重みのある言葉で書き直すか、その辺でしょうか。

(加藤専門委員) 実際には手続上の問題が大変だということはよく言われる話なので、情報の精度、返す担当者を誰にするのか、それから返す際の前後のク

ウンセリングの問題、そういうものが相当大変だと言われるので、その辺少しにおわすというか、返す場合には例えば体制のというか、あるいはもしかしたらカウンセリングというのか、ちょっときょう完全に答えは私今出ないですけども、そこを入れる。

i P Sやゲノムに広げるのはちょっと違うとは思いますが。

(原山会長) 皆様同じ方向であればこの文章のところをもう少し重みのある形で書くという。加藤さんとか阿久津さんから、具体的な現場のサイドから見てこの辺というのが大変だろうというのをいただきながらということで、いかがでしょうか。

(樋口専門委員) 実際の現場の中ではあれなんですけれども、⑧の上の○が「生命に重大な影響を与える偶発的な所見」とあるので、それなのという、つまり単純な人が、私みたいな人が読んだ場合ですよ。いろいろなことで難しいことはあるでしょうが、命に重大な影響を与えるというのに放っておくんですかというのが非常に素人、そうだとしたら「生命に重大な影響を与える」というのを取ってくださったほうが。

(吉村専門委員) 今までの経緯をずっと聞いて、基本的には私このままでいいと思います。要するに連結不可能で今までずっとやってきまして、私たちもそれで提供してきました。

その際に、私は連結不可能にしていく意味がよくわからないところがあるんです。だから、多分患者さん、提供した人は、その情報を知りたいと思われる方のほうが多いと思うんです。

例えば特に今言われたように重大な生命に影響を及ぼすような、そういったインシデントが起こったときに、これを研究者の責任として匿名のままで知らせないで、それは許されるのかどうかという問題だけだと思うんですよ。

連結不可能にしていくときの根拠といいますと、提供者の心情に十分配慮し、提供者のプライバシーの保護という観点だけが言われていますね。でも、そこには提供者に対する研究者の責任ということが何も述べられていません。逆に言いますと、連結可能匿名化にすると、そういったところが担保されると私は思うんですね。ですからこの両論併記で私はいいのではないかと思います。

逆に聞きたいのは、連結不可能匿名化にしておいたメリットを、私が今まで提供してきた中では余り感じなかった。要するにこれまで受精卵を京都大学に送ったときに、連結不可能匿名化にしておいてメリットがあったということは余り感じなかった。研究者としてデータをちゃんととっておけば、不可能匿名化であっていいんですから、後から教えることはそれほど大変なことではない。

(辰井専門委員) この⑧番の部分の議論が比較的あっさりしているのは、たしか前回の議論の中でインシデンタルファインディングスについて何か一定の

方針を出すにはまだちょっと議論が成熟していないだろうということが主な理由だったと記憶しています。

ですので、先ほどのご議論のようにこれにはいろいろ大変な問題があるということと、だからそれを公的な形でもっときちんと検討するべきだということをし少し強めに書くということで私も賛成です。

(原山会長) ということで⑧のところ、もうちょっと肉づけするという形で併記ということはそのまま継承して行って、これまでのコメントを踏まえた形で修正と。

(加藤専門委員) 「生命に重大な影響を与える」という表現は、確かにいろいろなオプションがあると思います。健康、生命とか、あるいは生殖決定にといろいろつくんですね、ゲノムの場合は。だからちょっと単純ではあるとは思うんで、今おっしゃった生命なのになぜ返さないというふうにならないような表現を少し考える手はあるかもしれません。

(原山会長) これまでの議論でインシデンタルファインディングスの話で、これが形容詞として「生命に重大な影響」というのがここについているのでどこまで書き込むかということだと思うんですが、先ほどはちょっと重みが。

青野さん。

(青野専門委員) これは頭で考えているだけですだから当たらないかもしれませんが、例えばレイトオンセットの遅発性の優性遺伝みたいなものであって、インシデンタルファインディングスがあったからといってそれを返すなんてことというのはかなりなかなか難しい問題で、例えば生命にかかわったとしてもそういう問題なわけですよ。

最初にインフォームド・コンセントで返すと言っているから、では返すんですかというほど軽い話ではないので、そういうことまで考えると、やはりさっき加藤委員がおっしゃったように、これはもうちょっと重く考えておいたほうがいい課題だと思います。

(町野専門委員) 私も⑧はこのままといいますか、このようなトーンでいいと思いますけれども、基本的に先ほど吉村先生が言われたこととか、結局これ患者の権利として知る権利があるのではないかという議論が一つあって、医療者としては患者の生命、健康に配慮すべき義務があるのではないかという基本的な問題があるわけです。

だから何か不都合だとかそれだけで済ませられる問題ではないので、そういうことを基本に添えながら考えなければいけないということだろうと思うんです。だからそのようなニュアンスがやはり出てほしいなというぐあいに思います。どっちにしていかが、かなり問題のあるところだと私は思いますけれども。

(原山会長) ここで本当に白黒つけられる問題では全くなくて、それだけの

議論はしていないし、時間かけてもなかなか難しいことだと思われるんですね。ですので、バランス感覚から言うと、研究者サイドの話に回って、提供する方の側の話も同時に並列に書きながら、やはりこれは非常に重たい話なのでよくよく考えてくださいというメッセージになると思う。よろしいでしょうか、そういう形で。

(阿久津専門委員) ここに重みを置く、ぜひ重みを置いてほしいというのは、逆に、では細胞から生命に重大な影響を与えるものを見つけたとして、それをドナーの人に返すという責任というか、それを想定するだけでなかなかちょっと細胞の解析結果を戻すことは難しいと思います。その後の、受け取った側の人の状況も考えると。

(加藤専門委員) 今、阿久津委員の意見が出たので、私は町野先生に反対するということをおこうと思います。

研究者が細胞や受精卵をもらうので、研究者の義務と医師の義務は分けておかないと、重なる部分が、結構はっきりとかなりはっきりと分けておかないと、阿久津先生のような方が非常に苦しまれると思います。それは西欧でものすごくたくさん行われている議論です。

(田辺専門委員) 聞いていてなかなかついていけないんですけども、ただそういう議論になってきたときに、先ほどありました連結可能匿名化と連結不可能匿名化は現場の研究者が勝手に決めるということでもいいんですか。

何かこういうことになってくると、ではこういうことを伝えないためには研究者は全部自分で連結不可能というふうにしたら後々の面倒がないからみんなそうしましょうねということで落ち着くんじゃないでしょうか。

(町野専門委員) そうしないために今議論しているのであって、だから重みが必要だということなんですよね。勝手に決められるわけではなくて、研究者の都合で決められるわけでもなくて、いろいろなことを考えなければいけない。

その中の中心は、先ほど言いましたとおり患者の権利の問題と、それから医療者と研究者は違うんだというぐあいに加藤先生はおっしゃいましたけれども、恐らくそうではなくて、今そのことを知った人はどこまで配慮すべきかと。もちろん患者を治療しているお医者さんの義務のほうが広いことはそれは確かなんですけれども、研究者であってもその義務を直ちに免れるものではないと思いますけれども。

そういう点で完全に2つに分けるということは、私はできないんじゃないかというのが、基本的な考え方です。

(原山会長) 多分医師の義務というのは、患者を治さなくてはいけないという義務が発生するのと、それに対して研究者はそういう義務がないわけですね。

(加藤専門委員) これは本当にたくさん議論しないとだめです。私はちょっと

シンプルにわかった上で言ったんです。研究者に全く義務がないということをお願いわけではありません。違うよということが言いたかったんです。

もうこれ以上言いません。

(原山会長) 基本的なスタンスなんですけれども、やはり⑧のことに关しましては重みを置いた形で作文をもうちょっと書きかえさせていただくのと、どこまで細かく書くかというのがあるんですけれども、詰めれば詰めるほど複雑な話になっていくので、この場では多分結論が出ないと思うんです。ですので、ちょっとオブラードに包んだ形になるかもしれませんが、その辺の修正を事務局のほうに任せていただいてまたごらんいただくというふうな形でもよろしいでしょうか。バランス感覚。

(位田専門委員) そのときに第2段落で、インフォームド・コンセントの取り扱いの方針を提供者に示すことが考えられる、といってもやはりなかなか大変なので、第2段落はちょっと削除して、上で今後きちっと考えないといけませんよというような、今座長がおっしゃった趣旨のことを少し重みを持って入れていただければいい。生命に重大な影響を与えるという場合だけで本当にいいのかという気もするんです。ちょっと簡単に言い過ぎるかもしれませんが、「重要な偶発的所見が発見された場合の提供者への提供について」では軽過ぎますか。

要するに今、研究者の責任云々の話がありましたけれども、提供する側はもし何か出てきた場合に、自分にとって重要かどうかというのを自分が判断するわけですね。それは研究者なりお医者さんなりに判断していただくという話ではないので、少しニュートラルに言って重要な偶発的所見が発見された場合の提供者への提供についてこれからちゃんと議論して、どういう場合にどういうふうにするのかということを決めましょう、という将来の宿題を書くという形でとめておいたらどうかと思います。

(原山会長) 今の線でスタンスをまとめさせていただければ、「生命に重大な」ではなくて、「重要な」というふうな形にしておいて、⑧の次のところは「示すことが考えられる」とちょっと軽くなっていますので、それは取った形で、先ほど言った重々考慮しなくてはいけない理由というものをここに書き込んだ形で膨らませると。よろしいでしょうか。

(森崎専門委員) 今の内容については特に異論はございませんが、途中で議論が出ましたけれども、ES細胞等の場合には提供者本人ではないわけなので、その違いというのをこの議論のときには十分にしないといけない、あるいはする判断の根拠としては非常に重要なので、iPSとか、あるいはゲノム解析、あるいはゲノムを使った研究とは違う側面というものを踏まえて、なおかつ重要な、あるいは生命に重大な、あるいは生命に重大であっても治療が可能な場

合とかということは考えられると思う。そこまで書く必要はないのですけれども、そういったところまで踏まえて議論が必要だということを少し内容に入れていただければと思います。

(原山会長) 事務局、よろしいでしょうか。

(尾崎参事官) はい、わかりました。

(原山会長) ということで、これまでご議論いただいたことで本日の議論の修正、皆様にご確認させていただいたところで修正いただきまして、もう最終の取りまとめというふうに持っていきたいのですが、最後の案文に関しましては私に一任させていただいて、また皆様にご提示させていただくというプロセスでよろしいでしょうか。

(町野専門委員) ちょっと気になったんですけれども、インフォームド・コンセントの部分削除したらどうかという先ほどの⑧のところ。位田さんの意見ですけれども。そうではないですか。

(位田専門委員) 私の申し上げた趣旨は、取り扱いの方針をインフォームド・コンセントのときに示せと書いてあるので、それは難しいだろう。だからインフォームド・コンセントを外せという趣旨ではなくて、この部分からは外せという趣旨です。

(町野専門委員) もちろんこの部分から外してもいいと思うんですけれども、基本的に本人に対して承諾がないときについては、要するに拒絶する権利があると。戻してくれないなら私はやらないよという権利があることですから、そのことまで否定されるようにとられるとちょっと問題だと思うんですね。

やはり現在でもこのような状況のときについてはインフォームド・コンセントでカバーしようという考え方で大体みんな指針のほうができておりますので、その趣旨は生きると考えてよろしいわけですね。それだけです。

だからこの部分から削除するのはもちろん結構ですけれども、インフォームド・コンセントになったからこれを削除するという趣旨ではないということですね。大変だからといって削除できるという問題ではないですから。

(原山会長) よろしいでしょうか。そういう形でもう一回最終的なバージョンに直させていただいて、取り扱いなんですけれども、私にご一任いただけるか、あるいはもう一回再度チェックというふうな形どちらでも構わないんですが、いずれにしろ皆様にはご提供いたしますという形ですが。できればご一任いただいでファイナライズさせていただければと思います。

これまでのご議論、大変ありがとうございました。ですので、適切に、的確に反映させていただきたいと思います。

次の第2の議題でございます。

ヒトES細胞等から作成される生殖細胞によるヒト胚作成の検討に係る議論

の進め方について、事務局のほうからご説明申し上げます。

(尾崎参事官) 資料3-1をごらんいただきたいと思います。

これにつきましては、昨年9月以来に関係研究者のヒアリングを続けてきており、その上で検討を進めていきたいと思いますという状況です。ただ、議論の仕方についてはもう一度確認をとということで、資料としては何回かご提出してきているものですが、先ほどの議題1の議論にいつも結構な時間がかかり、前回、やっと少し議論していただいた状況です。

前回の議論では、事務局から余りにも細々した項目の議論をしていくという案を出したというところもあり、精子とか卵子とかを使用する研究の倫理を議論し、その後、本件の議論をするというような流れを提案したわけですが、そういうことではないだろうとされたものです。

具体的なことの議論をしっかりとやっていくんだというご意見を複数の委員からいただきましたので、今回は、それを踏まえた資料としています。基本的には、そこに記載していますとおり、以下の検討項目について議論を進めていくこととしてはどうかということで、まずは、検討対象のヒト胚への作成についてどういう研究意義・目的が想定されるか。それらに共通した特徴的なことは何かということ、これまでの研究者からのヒアリングの結果、その他から想定される研究意義や目的のおおよそ範囲をまず特定をしましょうということです。

2つめは、検討対象のヒト胚の作成の是非についてどのように考えられるか整理できるかということです。(1)と(2)がありまして、(1)は作成を是と仮定して考えていこうという議論に基づいたもので、そのときどのような研究意義、目的であれば適当と考えられるか。作成の必要性はどのように考えるか。

(2)は、どのような方法であれば適当であるか。ここの「方法」とは、*の下にあるような作成数とか取扱期間や移送の可否とか、さらなる多能性細胞の樹立の可否とか、その辺の点について意見交換をし、特にリスクと考えられることは何かということをはっきりとすることを明らかにするという事です。この点のご意見は過去にあったことです。

また、本日、資料3-2を用意していますが、これは記憶を喚起するため、これまでの複数の研究者の方から研究についてヒアリングし、そのときの議論等をまとめたものです。

以上でございます。

(原山会長) ありがとうございます。

今後のことなんですが、既に何回かこのお話を出させていただいていたんですが、具体的に次回ぐらいから進めたいと思いますので、今の資料3-1のところでは何かコメント、こういうふうにしたほうが良いというご意見がございま

したら伺います。いかがでしょうか。

(町野専門委員) これは大きな問題のうちの一つで、ヒト胚を研究目的でつくって、最終的にそれを滅失させるという研究ですから、これを今まで認めてきている法律、例えばクローン技術規制法はそのうちの一部ですし、それから生殖補助医療研究に関する指針という、これもそうなんですよね。だから、それとの並びがあるということを考慮した上でここまで認めるかという議論だろうと思うんです。

だからおよそ研究目的でヒト胚をつくってはいかんということはもう既にクリアはされていますけれども、どうしてそれをクリアしたかということについてのやはり基本的な視点がないとかなり問題がまた難しくなってくるんじゃないかというぐあいに思います。

(位田専門委員) 私も町野委員の意見に賛成で、こういう今資料3-1に出ている議論の進め方だと、最初からある場合にはやっていいんだということが前提になっているような議論の進め方なのです。やはりこれまでのヒト胚の作成、その研究利用というのはなぜいいのか、という結論を出して、この場合になぜ使っているのか、をまずもう一回リマインドして、その上で、ではこの場合にはどうかという方向で入っていかないと、今までの議論がむだになってしまうような気がします。

(原山会長) 入り口のところで下準備というものをしっかりさせていただいた上で、これらの中に入って行く。その中に法的な枠組みもあってということ。

(町野専門委員) その議論の下地というのは、既にヒト胚の取り扱いに関するここでの報告書の中にあるわけで、あそこでは2つのことを言っていて、クローン胚をつくるということも結局研究目的でヒト胚をつくることにほかならないからそれが許されるということですよ。

それからもう一つは、先ほどの受精胚を生殖補助医療研究の不妊治療等の研究目的でつくることも許されるというので、そのバックグラウンドにあるのが、これが基本的に1. で書かれているようなことなんです。このような研究目的の合理性とか、社会的な妥当性があれば認める、私はこのフレーズは実は余り好きではないのですが、結局それが基本になっておりますから、それを踏まえた上でということになると思いますから、最初の入り口のところの議論は今のことをリマインドするだけで私はいいのではないかというふうに思います。もう一回議論を始める必要はないと思います。

(原山会長) そのほかに何かございますでしょうか。

(位田専門委員) これまでヒアリングしてきたのは、いわば研究をされる側の方々ばかりであったので、倫理学というか、哲学というか、やはりヒト胚の研

究利用、もしくはヒト胚のある意味で人工的な作成について人文社会系からどういうふうに考えているのかというのを、一回ヒアリングをしたほうが私はいいと思うんです。

そうでないと、研究者の方々はしなくていいとおっしゃる方は余りいないと思うんです。いろいろな条件はつけても、でもやはりやればやるだけの価値はあるので、そうではなくてやはりもう一回、だめだという意見も含めて、人文社会系から、もう一回根本的なところをリマインドするために、ヒアリングをしていただいたらいいのではないかという希望です。

(原山会長) 研究者はやりたい側であるから、これまで何人かお願いしましたし、バランス感覚からして倫理的な側面から見たらどうなるかということ、今後のこの詰め方なんですけれども、事務局側で論点整理しながらとなりますが、その中でまたさらにヒアリングが必要な場合にはそれを足していくというスタンスでよろしいでしょうか。

(尾崎参事官) 以前、この議論をより進めるかどうかという議論のときに委員の先生方から、位田先生が今おっしゃったような提案もあったと思いますので、どのような先生の話の聞いたらいいか是非事務局にご紹介いただければ、その先生に我々からアプローチし、ヒアリングする手はずを整えたいと考えております。

(原山会長) 固有名詞的な話になると思うんですけれども、基本的に今のお話は皆さん賛成だと思んですが、どなたにお話を伺っていいのか、なかなか事務局にリストを持っていないところもありますので、ご協力いただければと思います。

ほかに留意点とかございますでしょうか。

特になければ、この形で準備させていただくということで進めさせていただきます。

最後にその他のところなんですけど、以前、樋口先生から今後どういうことを議論したらいいかというご提案をいただいて、それについて残りの時間でディスカッションできればと思うのですが。

(尾崎参事官) 資料4は、樋口先生から昨年12月16日の会議に提出いただいた資料そのものでございまして、事務局では今この項目について、例えば他省庁でどのような議論が進んでいるのか、進んでいないのかなどを調査中で、近々にはここに提出したいと考えているところです。

樋口先生の提出日から、結構日が経ってしまい誠に恐縮ではございますが、どのようにこういった事項を専門調査会では今後議論等したらいいかなど、今会長からお話があったように少し議論をいただけると、事務局で用意とかできることもあるのではないかとというところで再度出させていただいたものです。

(樋口専門委員) では、ちょっと2点だけ。

資料4はどういう背景があるかという2つ背景があって、一つは、法科大学院というところで生命倫理と法というのをお医者さんと2人でずっとやっているんですね。

言うまでもなく、生命倫理の重要課題というのはたくさんあって、私は何もわからないでここへ入ってきたんですけども、生命倫理調査会というからいろいろなことをやるのかなと思ったら、ES細胞の調査会というか、ES細胞研究のという、iPSも少し入ってくるという感じの幹細胞に特化した調査会という話で、それはまずここで本当に拾うことができるのかどうかはここだけで決められるような問題ではないので、それはここで必ず何でも、つまり生命倫理専門調査会というのちょっと看板が違うんじゃないでしょうかとか言って難癖をつけるつもりはないんです。

ないと言ってこんなことを言っていると難癖つけているのと同じかもしれませんが、いろいろないきさつがあってできているわけだからというわけなんです。しかし、そこにあるように少なくともここでなくてもいいんだけど、こういういろいろな問題について日本はどの省庁がどういう形で関与しているかということとどこかで把握しているということはあるといいんではないだろうか。それは、例えば総合科学技術会議みたいなどころは一つの候補なんではないだろうかと思ってみたのが1点。

2点目は、私の知り合いが、もう今やめてしまったんですが、アメリカの生命倫理の大統領委員会にたまたま2人入っていたんですね。ロースクールから私の知り合いがたまたま入っていて、そういう話を聞いて、そうするとブッシュ政権のときに扱っていた話と全く別のことを今のオバマ政権のところではやっていて、ある意味では自由な議論というんですか、いろいろな報告書が日本でも翻訳されて、治療を越えてとか一定の影響力はそれなりに持っている。だからそういうのと比べると非常にこういう感じがしたということをお伝えしたというだけなんです。

(原山会長) これまでなかなか宿題の積み残しがあって、それを淡々と消化してきたというところがあるんですけども、必ずしもそれだけでいいのかという今議論があるのと、総合科学技術会議本体も実はきのうですか、参議院のほうに内閣府設置法の改正が通って、総合科学技術・イノベーション会議、「イノベーション」が入りました。という形で名前が変わっただけではなくて、体も名前に合った形にしなくてははいけない。大きなフレームワークの変化があります。

皆様にご報告したか忘れたのですが、昨年新しい重要課題専門調査会というものをつくって、イノベーション専調というのと2つが大きなのがあって、

それに対してこの全然別の切り口から生命倫理というものがあって、もう一つ知財専調というのがあって、それはイノベ専調のほうに吸収したと、いろいろとリストラクションがあったんです。ここはこれまでの議論があったものですからそのまま続けてきたという経緯があります。

そういう意味で、半永久的に同じことをずっとやるわけではなくて、環境の変化とともに、それぞれの専門調査会の役割というものを準じて変わってくるし、でも不幸な部分というのが、生命倫理というのは科学技術を進める中でなおさらのこと、重要性というか重みというのが増してくるとというのが世界中の動向なわけです。その中に日本というのは取り残されてもしようがないし、特に健康、医療という分野の研究開発を加速するという状況にあって、なおさらのことこの課題というのが重要になってくる。今のところ、さっき樋口さんがおっしゃったように国レベルの、アメリカでいえば大統領レベルのというのがなくて、一応ここが内閣府の中の総合科学技術という中にあるわけですから、この位置づけをどういうふうな形にしていくかというのはこれからうちの中で議論しなくてはいけないということなのですけれども、具体的にどの辺まで広げるか。その辺というのはもちろん内閣府の中で決めることなのですけれども、やはりこれまで貢献していただいた皆様方の委員の方々の意見というのは非常に重要だと思っております。

そういう意味で樋口さんからの、この例えばという話でこういう広げ方があるということを知って、ほかの委員の方たちもやはりこういうことというのは肝心なことで議論すべきだ、あるいは少なくともここで状況というものを把握すべきだ、そういういろいろなやり方があると思うのですけれども、ご意見をいただければと思いますし、きょう残りの時間もありますし、また持ち帰られて何か考えられたことがあれば事務局のほうに投げさせていただくことも可能なので、これまで余り時間がなかったのですけれども、ちょっとだけゆとりがあった今日、この話をもう一回出させていただいたという経緯です。

全然フリーなので、何かありましたらご意見いただければと思います。

(加藤専門委員) では、考えていることをちょっと申し上げたいと思います。

何度か具体的な議論をしている間に発言したこともあったと思うのですけれども、ちょっとうまくしゃべられるかどうかわからないのですけれども、3つぐらいのことが考えられるかなとまずは思っております。

1つは、非常に重たい問題です。例えばヒトの胚をつくっていいのかどうか、あるいはヒトの胚というものをどう考えるのか。これは非常に大きい問題で、個別の課題とあわせてどこかの省で考えるというのものもあるかもしれないけれども、やはりここが考えて考え方を出し、それに従って例えば文科省や厚生労働省が指針を出すというようなこともあるのかなと思います。これは実際に起こ

ってきたことだと思います。

それからもう一つは、各省庁がやっていることがあり、省庁が抱えている課題と申しますか、そういうものをしかも省の方にしてみれば少し違う目で、あるいは時には上かもしれないですけども、考えてほしいということがあったときにこちらへ持ってきていただいて、こちらのある歴史とエキスパートで見てそれを提示し、省の方がそこでガイドラインをつくったり法律をつくったりというのがあるのではないかと思います。

3つ目が、2と3はしばしば同じことかもしれないんですけども、各省庁ないしは各セクションではなかなかやり切れないような横断的な視点が必要なものについてやはりここが、時には具体的にも見るというのがあるのではないかと私は思っています。

その他いろいろな考え方が幾らでも言えると思うんですけども、そしてそういうことを考えるのに樋口先生のリストはとっても役に立つものになっていると思いますし、皆さんでいろいろ議論するのが必要だと思います。

ただ、私は一言だけ今申し上げますと、先ほど言った幾つかの考え方で樋口先生のリストを見たり、きょうの議論を踏まえて見ると、あくまで1つなので情報を集めてから決めるべきだと思いますが、ゲノム研究で情報が出てくる、それからiPS細胞研究でiPSを分析する。それはしばしば患者さんから直接来たものである。それから、ES細胞も先ほどから議論しているような問題があるということで、一言で申し上げますと、研究結果の、より広く言えばもとの細胞ないしは情報、ゲノムの提供者とのかかわりといいますか、西洋風では、グローバルな研究コミュニティーではreturn of research resultといまして研究結果の返却、あるいは研究結果の開示と言うんですけども、その問題を再生医療、再生医学研究、そしてゲノム研究をまたいで少し議論するというのは、もしかするとという程度で私は今日は、重たく言っているつもりはありませんけれども、あるのかもしれない。

聞くとところによると、幾つかの議論は今省庁で始まっていると聞きますので、それは情報を集められるのではないかと思います。ただ、私の印象、これは武藤香織先生と多分共有してくださるんですが、ゲノム側はダイレクトな問題なので一生懸命議論しようとしていて、かなり今始まっているという雰囲気があります。一方、再生医学側はiPS細胞が細胞になってしまうので顔が見えないものになって、ちょっと検討が弱いと言うと失礼ですけども、少し程度に差があるのではないかというのを聞いているので、だからこそもしかすると共通の土台にのせるのがいいのかもしれないと思っております。

同じように見ていくとまだまだいろいろあると思うし、私もまた申し上げたいと思いますが、とりあえずあくまで一つの可能性として研究結果の取り扱い

というものを一応申し上げたいと思います。

(原山会長) ありがとうございます。もしご発言したいことがあれば、逆にここでどういう議論をしてほしいというリクエストがあればこの場はチャンスですので言いたいことを言ってくださって結構です。

(位田専門委員) 私、何度か国際的な国家生命倫理委員会の会議に出させていただいているのですが、この生命倫理専門調査会ほど守備範囲の非常に狭いところというのはいないんですね。

町野先生は、これは国家生命倫理委員会ではないというご意見かもしれませんが、位置づけとしてはやはり日本の中で一番高いところにあるので、ここが国家生命倫理委員会であると私は思っていますし、そういうふうに宣伝もしています。けれども、問題は、これは歴史的な経緯と言ったほうがいいのかもいれませんが、要するにもともと生命倫理委員会というのがあった時代、つまり省庁再編の前です。あの時は、科学技術会議の下にあって、科学技術庁が事務担当でした。事実上、そういう性格を半分受け継いでできているので、したがってここに諮問が来るのは文部科学省だけ。厚生労働省からは今まで来たことがないと思います。

だから、我々はいろいろな議論をできると思いますし、すればいいと思うんですけれども、やはりこの生命倫理専門調査会が内閣府、まずは総合科学技術イノベーション会議の中でどういう位置づけをいただけるのかということが重要です。全体として内閣府——内閣府というのは省庁再編の考え方では基本的に「頭」で、各省庁は「手足」のはずなんです。そうであるとすると、内閣府の中にある総合科学技術・イノベーション会議の中にある生命倫理専門調査会というのは、当然その手足になっているいろいろなところから諮問が来ていいはずですし、我々が議論をしたことは当然いろいろな省庁、生命倫理ですからそんなにいろいろではないけれども、省庁に降りていってここでの議論を役に立てていただきたいと思いますというわけです。

ただ、それが今本当にできる状況になっているかというと、厚生労働省さんに申しわけないけれども、厚生労働省は基本的にここに持つてくる気はもともと持つておられないと私は思っています。私は厚生労働省の委員会で何度かこれは生命倫理専門調査会へ持つていくマターですよと言ったことがありますけれども、考えておきますと言われてそのままになっています。

だから、我々としては、どんどん議論をして、ここでの報告書をどんどん出すということであれば、それはそれで事実上の影響力があり得ると思うので、もしできるのであればやっただいいと思う。ただ、もともと生命倫理専門調査会というものができたきっかけは、クローン技術規制法ができたときにクローン関連の生命倫理の問題を調査をして、その結果を出せというのがこの生命

倫理専門調査会の生まれた理由です。だからヒト胚の議論が終わったら、一旦この調査会は止めている、というか、専門委員は解任されて、総合科学技術会議の議員の先生方だけ残って、やられていた。

ということは、要するにタームズ・オブ・レファレンスというのがもともとかなり限界があったのです。そこを何とかしていただかないと、樋口先生のおっしゃったこと、それに、私は他にもいろいろな問題、例えば臓器移植だってそうだし、ゲノムだってそうだし、他の先進国では合成生物学の話までしているし、途上国なんかパブリックヘルスの話もしているというように、いろいろな問題があると思うんです。生命倫理で扱わないといけない問題は本当に山のようにあるんだけど、それを本当に扱っていいのですか。そこの保障をとっていただきたい。ここで議論をする意味がやはりないと、上で何か言っているな、というだけで終わってしまいそうです。なので、そのあたりを私は原山会長に腕力を奮っていただいて、科学技術・イノベ会議のほうで生命倫理専門調査会のタームズ・オブ・レファレンスを幅広くつくっていただきたいなと思います。

（原山会長）やはり歴史的な経緯があって存在するわけなんですけれども、それだけに引っ張られる必然性はないというのが私の認識です。ですので、総合科学技術会議の中での位置づけというものも再確認しなくてはいけないと思うんですね。申しわけないんですけれども、これまでその議論がなされていなかったというのが現実で、逆に言えばここでの議論というのがここに閉じることに對する、それでいいと思う人だけではなくて、ある程度幅を広げた形の議論が必要だというふうに考えていらっしゃるということを認識させていただければ、それをベースとしてどうするかということを経営的に考える。

今おっしゃったのはすごく大事なことで、ここで議論をして言っぱなしでは意味のないことであって、何らかの役に立つ議論をしなくてはいけない。となると、内閣府というのはいつもコーディネーションというのが役割なんですけれども、勝手に偉い先生が偉いことを言って、それでしようがないから聞かなくちゃいけないから聞く、それではしようがないんですね。ですので、関連する省庁の方たちとのすり合わせの中で存在するわけなので、その辺も議論させていただいた上でこの辺の方向性というのは考えていきたい。

きょう、明日の話では全くないんですけれども、ちょっと中期的に見たときに何かというと、第5期基本計画を策定するフェーズになってくるので、その中での視点としてこの専門調査会のあり方というのも少し内部で議論させていただいた上で、先ほど樋口さんがおっしゃったような、議論しなくてはいけない点というのは生命倫理の視点から山ほどあるんです。どこまでを我々がカバーするかということは、ちょっと詰めさせていただければと思います。

(町野専門委員) もともとこの生命倫理専門調査会は、総理府のもとにあった生命倫理委員会の後身ですから、科技庁の系統とはちょっと違うんですね、最初にあります。それで生命倫理専門調査会が最初にスタートしたときのことを、私も覚えています。

そのときに位田さんもいたと思いますけれども、そのときは樋口さんの言われたような、こういうことを全部やってみたいという意向を実はそのときの座長もお持ちでした。しかし、恐らくそれをやるには足腰が弱過ぎると、簡単に言うと。やはりかなりのスタッフを抱えていないとできる話ではないと。

それから、それをもしここで議論してそれを下のほうにおろして、だからこうだから厚労省こうせい、文科省こうせいと言われても恐らくそれはかなり難しい話だろうということであって、結局出てきたのはクローン技術規制法のとときに、あれは文科省だけが決めるべき事項かという議論がかなり一部の人から主張されたんですね。そのために、それで結局意見を聞いてという格好で、ここで審議しろとは書いていないんですね。総合科学技術会議の意見を聞いて決めると、そういう立てつけになっています。そして、ES指針についても同じような、それに倣ったと。そういう経緯でできていますから、調整機能を果たすということまでこれが出てきているということだろうと思います。

だからこれをどのように変えるかという問題は、次のがあります。例えばいろいろなところの国家生命倫理委員会も山ほどたくさん報告書を出して、しかもほとんど誰も聞いていないというものもあるわけですね。だから議論すればいいという問題ではないので、もし政策決定に生かそうとするならば、今の各省庁の意思決定のやり方、そして政策決定のやり方そのものを十分考慮してやらなければいけない。そうでなければ、アメリカの大統領委員会の生命倫理委員会のように、くっついてやって意見を言いましたというだけで終わると。それでいいかどうかはやはり考えなければいけない。議論することに意味があるということでは、私はないだろうと思うんですね。

(原山会長) まさにそういう意味で申し上げたわけであって、議論のための議論をする場ではないと思っています。皆さんのお忙しい時間というものを使わせていただいているわけですから、役に立つものではなくてはいけません。

といいながら、やはり日本の国の科学技術の進展を考えたときには、生命倫理の問題というのは避けることができないところがあって、その肝となるところがどこで議論しているかという、今なかなか全部が省庁レベルでカバーし切れている状況でもないわけです。だからそれを踏まえた形で、この位置づけというのをもう一回調整しながら考えなくてはならないというスタンスです。

(加藤専門委員) すみません、2回目です。あくまで臨床程度と申し上げておきますけれども、今原山座長がおっしゃったことは非常に重要だと私は感じてい

まして、例えばゲノムの研究と言ってもいいと思うんですが、20年前と比べて本当に臨床応用に持っていきこうとするような研究分野、日本が今一番大事にしているところですね。そういう分野、あるいはそれにつながるもうちょっと基礎、本当のピュアは別として。そこで現場で働いている研究者及び現場にいる人たちがいろいろなガイダンスを求めている状況が、例えば20年前と比べると増えているのではないか。人クローン胚をどうするのかというのはやる人にとっての問題なのでそれはそれで閉じたものだったのだけれども、幾つかの問題は本当に余りにも科学が早く進むので、しかし早く進むのをみんなで使わないと世界に伍していけないということになっているので。だから何が申し上げたいかという、必然的に各省庁でも生命倫理の問題をカップルさせて取り上げていかないといけないという状況になっていると思います。

それからもう一つは、省庁を越えて現場にいる研究者が、例えばさっきのインシデンタルファインディングスでも困っていると私は感じています。だから、時に省庁にダイレクトに入れていただく形で、それはしかし省庁の事情がある。けど、時に日本中に向かって発言する、その2つのことを両方現実にあわせてやっていけば、現場は待っているんじゃないかなというのが私の非常に強い、しかし一応印象なので、そこを狙うのが私たちの仕事だと思います。閉じた生命倫理問題はちょっと横にとりあえず置く。

すみません、長くなって。

(辰井専門委員) 政策決定に直結しない形の議論がなされて報告書が出されるというのは、それなりに意味のあることではないかと私自身は思います。ただ、一方で例えばアメリカの大統領委員会にどれだけのスタッフがいるのかということを考えますと、余りうかつなものをいろいろ出しても仕方がないということも同時に思います。

役に立つことをするというのは、ベースにシンクタンク機能がかなりあるところでない、特に今加藤先生がおっしゃったようないろいろな新しいニーズを捉えて適時に現場よりもすばらしい案を出すというようなことというのは相当の人員なり何なりがないとできないことだと思いますので、そこはそこも含めてお考えいただきたいと思います。

(森崎専門委員) 私も初めてこれに参加をしたときに、そのときは事務局からどういう課題を話題にする必要があるかという議論をさせていただいたという記憶がございます。

基本的に省庁からの諮問を受けて指針あるいは法改正等を見据えた議論というものを主体に活動してきたということは実態だと思いますし、私自身ももちろん以前は属していませんけれども、歴史的な経緯で今の形になっているということは理解をします。

一方で、樋口さんの出されたリスト、あるいはそれに加えた事項が極めて重要な問題であって、たとえ個々の省庁から諮問を受けなくても、この場で何が議論できるか、どこまで情報をきちっと整理できるかというところは置いておくとしても、逆にこの専門調査会から各省庁にもおろせるような形で、要するに自分の足腰が不十分であればそれを補うことができるような体制にならないと、本当に俎上に上がった議論だけをするを繰り返すことになるので、やはり現実の問題、私も研究をしておりますけれども、研究者あるいは社会に対する答えは十分出せていないのではないかなというふうに思いますので、座長にはご尽力をいただきたいなというふうに思います。

(位田専門委員) ちょっと補足、一言だけ。

ここでやっている議論は一つ一つの問題を単に議論をして、こうやったらどうですかと言っている話だけではなくて、むしろ日本の生命倫理政策の基盤になるような議論をしているんだと、そういう立場で議論をしていく必要があると思うんですね。

そういう意味では、「ヒト胚の基本的考え方」という報告書はある意味でヒト胚に関する生命倫理政策を打ち出したものだと思います。ただ、それが総合科学技術会議なり内閣府の中でそういう位置づけになっているかというところを恐らくそうではないので、問題かもしれませんが。

加藤先生がおっしゃった、現場の研究者の懸念というのは、やはり担当の省庁があるのでそこできちっとやっていただいて、その基盤になる生命倫理政策みたいなものをここで本来は議論して、それぞれの省庁にはそれぞれの生命倫理なり医療倫理なりの担当の委員会があるので、細かな議論はそっちでやっていただくという形なんじゃないでしょうか。

(町野専門委員) これは前から問題かもしれませんが、日本学術会議というのがあって、それと総合科学技術会議との関係です。車の両輪というような言い方をずっとされてきたんですけれども、どういう意味かよくわからない。やはりその学術会議のほうもいろいろな提言を出したりして影響力を持っているというところがありますし、問題を捉えて何か動くということは学術会議のほうは実は早いというところがあるんです。両方の関係をどう考えるかということも、やはりちょっとやっておかなければいけないだろうと思います。

(原山会長) その点は、ここの専門調査会に閉じた話ではなくて全体の話で情報の共有なりしてはいますけれども、言うのは簡単なんですけれども、イメージとして何か両輪で一緒に回るといって、具体的に何かというのがもう何年も前から言われていながら方向性が見えていない現状なので、それもいかに活用していくかという話だと思うんですね。同じ議論を複数の場でやる必要はないし、補完的に動かなくてはいけない、ここは政策というのはかなり強いところで、

向こうはアカデミアの視点からの議論だと思います。その辺も踏まえて議論させていただければと思います。

といいながら、ゆとりもあつたと思ったのが時間になってしまったので、本日はご議論ありがとうございました。

事務局のほうで最後に何かございましたら。

(尾崎参事官) 事務局から連絡事項についてご報告申し上げます。

今の議論についての補足ですが、ヒト胚の取り扱いに関する基本的考え方、こういうものにつきましては総合科学技術会議の本会議からの各大臣あてに意見具申されています。もともと内閣府設置法の中で科学技術の振興に関する重要事項について調査審議することなどの項に基づいているものですので、そういう格付はできるものです。

今回のまとめにつきましては、生命倫理専門調査会のクレジットでまず速やかに出しておいて、各省庁のほうで、その検討もちゃんとある程度担保できるというところで、実際に関係指針の改正がなされれば諮問を受けることとなります。

続いて、先ほど原山会長からもご報告があつたことですが、昨日4月23日に内閣府設置法の一部を改正する法律案が参議院で可決されて成立したところでございます。この法律の施行日については現在調整中というところでございますが、今後近いうちに施行されるということになります。

先ほど会長からのご説明にもありましたが、イノベーションに関する所掌事務が追加され今まで総合科学技術会議自体として予算を持って主体的に政策を行うということがなかったのですが、「S I P」と呼ばれているような事業について実施を可能とする項目が含まれました。生命倫理に関することは、従来、科学技術の振興に関する重要事項の調査審議することなどのなかで元々読めています。

あと、「総合科学技術会議」が「総合科学技術・イノベーション会議」に衣がえとなるということがございまして、この専門委員会もそのもとの専門委員会になるということになります。

その他の連絡事項は、いつものことになりますが、本日の議事録については皆様にご確認いただいた後に公開させていただくことといたします。

次回については、また日程等、開催予定をご報告したいと考えております。

本日旅費が発生する委員の方には旅費等確認票という用紙が添えてございますが、お手数ですが、この場でご記入いただき机の上に置いたままお帰りくださいますようお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

(原山会長) ということでございます。ありがとうございました。